

認定こども園の認定等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）に係る、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく認定並びに法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年千葉県規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の手続

1 私立認定こども園の認定申請の手続

- (1) 認定申請を行う者は、法第4条第1項及び施行規則第8条の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 市町村長は法第3条第6項の規定により、知事から認定に係る協議があった場合には、別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。

2 公立認定こども園の認定申請の手続

認定申請を行う市町村長は、法第4条第1項及び施行規則第8条の規定により、別表2に掲げる書類を、知事へ提出すること。

第3 内容変更届の手続

1 私立認定こども園の内容変更届の手続

- (1) 法第4条各号に掲げる事項及び教育保育概要として施行規則第28条の規定により周知された事項を変更しようとする設置者は、法第29条第1項の規定により、別表3に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 変更届を受け付けた市町村は、変更内容を確認の上、当該変更届に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立認定こども園の内容変更届の手続

法第4条各号に掲げる事項及び教育保育概要として施行規則第28条の規定により周知された事項を変更しようとする市町村は、法第29条第1項の規定により、別表4に掲げる書類を知事へ提出すること。

第4 認定の辞退の手続

1 私立認定こども園の認定の辞退の手続

- (1) 私立認定こども園の認定を辞退しようとする設置者は、施行細則第5条の規定により、別表5に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 届出書を受け付けた市町村は、届出内容を確認の上、当該届出書に意見書を添えて知

事へ提出すること。

2 公立認定こども園の認定の辞退の手続

公立認定こども園の認定を辞退しようとする市町村は、施行細則第5条の規定により、別表5に掲げる書類を知事へ提出すること。

第5 運営状況の報告の手続

認定こども園の運営の状況を報告しようとする設置者は、法第30条第1項の規定により、運営状況報告書（施行細則第十二号様式）に関係書類を添えて知事へ提出すること。

第6 その他

1 軽微な利用定員の変更

施行規則第28条第1号で規定する軽微な変更として知事が定める数は、保育を必要とする子どもの利用定員及び保育を必要とする子ども以外の利用定員のそれぞれ10分の1以内とする。

2 用紙の大きさ

申請書等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

3 提出部数

知事に提出する書類の部数は、1部とする。

4 提出期限

認定申請は県が別途定める期日までに提出すること。

附 則

1 この要領は、令和2年8月4日から施行する。

2 認定こども園認定事務等取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月17日から施行する。

別表 1 の 1 私立認定こども園認定申請提出書類

1 申請書(届出書)	認定こども園認定申請書（施行細則第一号様式）	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等(※1)	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	
	(6) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備（※2）	(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第2号様式）	
	(2) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 運営関係	(1) 認定こども園の運営に関する規程	
	(2) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
	(5) 学級編制等に関する調書（別紙第3号様式）	
	(6) 子育て支援事業に関する調書（別紙第4号様式）	
	(7) 学校保健計画等	
	(8) 学校安全計画等	
	(9) 事故等が発生した場合の補償に係る資料（損害賠償保険証書の写し等）	
5 法人格等(※3)	(1) 法人調書（別紙第5号様式）	
	(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	
	(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙第6号様式）	
6 経営者及び職員(※4)	(1) 役員について	①役員（評議員）名簿（別紙第7号様式）
		②法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し
	(2) 園長について	①園長選任理由書（別紙第8号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し
		③資格証明書写し
	(3) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）
		②資格証明書写し
		③調理業務委託契約書等写し
	(4) 運営委員会について	①運営委員会規則
		②委員名簿
	(5) 嘱託医について	①契約書写し
		②資格証明書写し

7 財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの）	
	(2) 事業開始年度における予算書	
	(3) 預金残高証明書	
8 法人の規程等	(1) 経理規程	
	(2) 就業規則	
	(3) 育児・介護休業規程	
	(4) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(5) その他規程等	
9 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
	(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
10 理事会等の議事録写し		
11 その他知事が必要と認める書類		

- ※1 「(5) 不動産賃貸借契約書写し」については、土地又は建物の貸与を受ける場合に提出すること。
- ※2 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。
- ※3 申請者が社会福祉法人以外の法人である場合には、「(1) 法人調書(別紙第5号様式)」に代わり法人概要が分かるものを、申請者が個人である場合は「(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙第6号様式)」のみを提出すること。
- ※4 「(4) 運営委員会について」に係る書類は、申請者が社会福祉法人及び学校法人以外である場合に提出すること。

別表1の2 私立認定こども園認定申請に係る市町村提出書類

1 意見書
2 小学校就学前の子どもに関する調書(別紙第10号様式)

別表2 公立認定こども園認定申請提出書類

1 申請書(届出書)	認定こども園認定申請書(施行細則第一号様式)	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧(別紙第1号様式)	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類(地図・案内図)	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備(※1)	(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造(別紙第2号様式)	
	(2) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 運営関係	(1) 認定こども園の運営に関する規程	
	(2) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
	(5) 学級編制等に関する調書(別紙第3号様式)	
	(6) 子育て支援事業に関する調書(別紙第4号様式)	
	(7) 学校保健計画等	
	(8) 学校安全計画等	
	(9) 事故等が発生した場合の補償に係る資料(損害賠償保険証書の写し等)	
5 職員	(1) 園長について	①履歴書(又は経歴書)写し
	(2) 職員について	①職員名簿(別紙第9号様式)
		②資格証明書写し
		③調理業務委託契約書等写し
	(3) 嘱託医について	①契約書写し
		②資格証明書写し
6 規程等	(1) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(2) その他規程等	
7 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
8 認定こども園の設置及び管理に関する条例(条例案)		
9 その他知事が必要と認める書類		

※1 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

別表3 私立認定こども園内容変更届提出書類

提出書類			変更事由							
			園舎・設備	定員	教育保育概要	園長	代表者	法人等の名称又は所在地	施設所在地	施設名称
1 認定こども園内容変更届（施行細則第十号様式）			○							
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）		△						○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）								○	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書		△						○	
	(4) 公図の写し								○	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し		△						△	
	(6) 住居表示を証明する書類								○	
3 園地、園舎その他設備	(1) 変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）		○	○					○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図		○	○					○	
4 認定こども園の運営に関する規程				○	○				○	○
5 法人格等	(1) 定款、寄附行為その他法人の規約							○		
	(2) 法人登記簿履歴事項全部証明書							○		
6 経営者及び職員	(1) 法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し						○			
	(2) 園長について	①園長選任理由書（別紙第8号様式）				○				
		②履歴書（又は経歴書）写し				○				
		③資格証明書写し				○				
	(3) 職員について	職員名簿（別紙第9号様式）		○						
7 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの			△						○	
8 理事会等の議事録写し						○	○	○		○
9 その他知事が必要と認める書類			○							

- ※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
- ※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
- ※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
- ※4 定員とは、認定申請に係る定員をいう。

別表４ 公立認定こども園内容変更届提出書類

提出書類			変更事由					
			園舎・設備	定員	教育保育概要	園長	施設所在地	施設名称
1 認定こども園内容変更届（施行細則第十号様式）			○					
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（１）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）		△				○	
	（２）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）						○	
	（３）不動産登記簿履歴事項全部証明書		△				○	
	（４）公図の写し						○	
	（５）住居表示を証明する書類						○	
3 園地、園舎その他設備	（１）変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）		○	○			○	
	（２）変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図		○	○			○	
4 認定こども園の運営に関する規程				○	○		○	○
5 職員	（１）園長について	①履歴書（又は経歴書）写し				○		
	（２）職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）		○				
6 その他知事が必要と認める書類			○					

- ※１ 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
- ※２ 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
- ※３ 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
- ※４ 定員とは、認定申請に係る定員をいう。

別表 5 認定の辞退届提出書類

1 申請書	認定こども園認定辞退届（施行細則第三号様式）
2 認定の辞退を決定した理事会等の議事録の写し（公立施設にあっては、条例（条例案）等）	